

2022年12月9日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

UAゼンセン

会長 松浦 昭彦

日本介護クラフトユニオン

会長 染川 朗

臨時介護報酬改定・介護従事者の処遇改善策の拡充に関する要請書

2022年10月28日、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定された。その中で岸田文雄首相は、「最優先すべきは物価上昇に合わせた賃上げ」とし、「来年春闘が成長と分配の好循環に入るかどうかの天王山だ」との認識の上で、「構造的賃上げの実現に向けた第一歩として、物価上昇に負けない賃上げが行われるよう、経団連、連合を巻き込んだガイドライン作りなど、労使の機運醸成に全力を挙げていく」としている。

また、11月10日には政府の「新しい資本主義実現会議」が開催され、労働者が成長性のある企業や産業に転職するための学び直しを後押しし、「構造的賃上げ」の実現に向けた取り組みを進める方針を示した。

一方で、成長産業とされている介護業界においては、長引く新型コロナウイルス感染症による利用控えにより事業収入が減少している事業者が多くなっている。また、物価上昇により衛生用品などの備品や消耗品、光熱費、燃料代などの経費が増加しているが、介護サービスは介護報酬によって支払われる価格が決められているため、他産業のように物価上昇分を事業者の判断で価格転嫁できないことから、苦境に追い込まれている事業者が全国的に広がっている。本年1月～9月に倒産した介護事業者の数は全国で100件に上り、前年の2倍近く、年間では過去最悪のペースで推移している（株式会社東京商工リサーチ）。

そのような社会情勢の中で、連合は2023春季生活闘争基本構想で、定期昇給分を含む賃上げを5%程度とする方針を打ち出し、物価上昇による実質賃金の低下に歯止めをかけ、物価を上回る可処分所得を目指す、とした。

しかし、介護従事者の賃金は、全産業平均賃金と比して月額約42,000円、年収約970,000円の格差となっており、他産業において国や連合の示す賃上げが実施された場合、対応が厳しい介護業界との賃金格差はより拡大することは明確である。その結果、介護業界への入職者の減少、そして現在介護業界を支えている介護従事者の離職につながることになり、成長産業と位置付けられている介護業界への労働移動どころか、介護業界から他産業への労働移動が進み、介護保険制度が働く者の側から崩壊する恐れがある。

したがって、総合経済対策で示された「物価上昇に対する最大の処方箋は、物価上昇を十分にカバーする継続的な賃上げ」が実現できるよう、また、「構造的賃上げ」が可能となるよう、以下の内容について要請する。

【要請内容】

1. 物価上昇率を超える臨時の介護報酬改定を行うこと
2. 介護従事者の待遇改善策の拡充を行うこと

以上